

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社玉川造園	府中市小柳町3-19-3

2. 指名停止措置期間

令和2年7月30日から令和2年10月29日まで（3カ月間）

3. 指名停止措置の範囲 参議院所管の工事

4. 事実概要

上記事業者の代表取締役は、東京都府中市発注の公園拡張整備工事の入札に関し、府中市議から事前に入札情報の教示を受け、それらの情報をもとに他社が落札し、公正な入札を妨害したとして、公契約関係競売等妨害容疑で警視庁に逮捕された。

5. 指名停止措置理由

上記4. は、参議院所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成15年4月4日議長決定）別表第2第9号に該当する。

（別表第2「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」）

措 置 要 件	期 間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 9 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から3カ月以上12カ月以内